

YOKOHAMA MICE Challenge 2026 業務委託 業務説明資料

1. 趣旨

YOKOHAMA MICE Challenge 2026 における企画・運営業務を行う

2. 実施日時

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 (水) から令和 9 年 2 月 26 日 (金) まで

3. 事業目的

本市は、新たな中期計画の基本的方向の中で「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」を戦略として掲げ、「子どもの体験機会の充実」といった「子育て」や「グローバル人材の育成」をはじめとする「教育」に取り組むことを示している。また、MICE 産業については近年、若手人材の流出が叫ばれており、今後の MICE 業界を担う人材育成という観点からも、大学生や若手社会人へのリーチが求められている。

そのため、次世代育成の取組の推進及び MICE 産業の活性化を目的として、大学生をターゲットとして MICE を経験するプログラムを実施する。

4. 委託項目

- (1) 連携大学の募集、選定
- (2) 企画（国際会議等への出展、アトラクションの実施等）の提案及び運営補助
- (3) 事業者・会議主催者との調整
- (4) 大学・学生との連絡調整業務、打合せの実施
- (5) オープニング・クロージングセッションの運営
- (6) JAPAN MICE Challenge との連動
- (7) 実施アーカイブの作成
- (8) その他付随する業務

5. 委託内容

- (1) 連携大学の募集、選定

対象は横浜市内の総合大学を想定している。各大学に対しては令和 7 年度中に本市から情報提供を行う予定であるため、興味関心を示してきた大学に対して具体的な応募プロセスの説明等を行うこと。また、募集要項や募集チラシ等を作成し、参加者の取りまとめ及び選考を行うこと。応募者多数により選考を行う場合には、委託者に相談すること。

なお、大学生 20 名程度の参加を想定している。

(2) 企画（国際会議等への出展、アトラクションの実施等）の提案及び運営補助

横浜市内で開催される国際会議等において、アトラクションやエクスカーションの企画・運営や観光案内の実施、会議内容と連動した講座の実施といった連携プログラムを実施すること。これらのプログラムが学生の自主的・自立的な提案によって実施できるよう、受託者は事務局として助言・サポートを行う。また、必要に応じて備品等を準備し、できる限り学生の自由な発想に基づいたプログラムの実施が可能となるよう、配慮すること。なお、3～4件程度の国際会議等を対象とする。参加する学生はいくつかのチームに分かれ（各チーム3～5名程度）、各々のチームが企画を実施する構成を予定している。なお、当日の運営については担当するチームのメンバーのみならず、本プログラムに参加する全学生が参加するよう努めること。学生は、3～4回の国際会議等のうち、最低2回は運営に関わることとする。

プログラムの対象となる国際会議として、横浜市からは以下の2件を指定する。なお、両主催者にはすでに横浜市から事前に調整を行っているため、契約締結後には横浜市からの引継ぎを受け、主催者等との調整を行うこと。

また、下記2件のほかにも、最低で1件の国際会議等においてプログラムを実施すること。国際会議等の選定、主催者との調整、実施方針については、受託者の提案に基づき横浜市と協議して決定すること。

ア 横浜市において指定する国際会議

(ア) ICSCRM2026

主催：ICSCRM2026 組織委員会

日時：令和8年9月27日（日）から10月2日（金）

規模：2,000名程度

(イ) OX EXPO

主催：インフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社

日時：令和8年11月25日（水）から11月26日（木）

規模：2,000名程度

イ 受託者において選定する国際会議等

未定（令和8年9月～12月の間に、横浜市内で開催される国際会議等）

(3) 事業者・会議主催者との調整

企画を実施するにあたり、学生が関与できるように、会議に関わる事業者及び会議主催者と調整を行う。

(4) 大学・学生との連絡調整業務、打合せの実施

学生が主体的に運営できるよう、打合せの設定を行い、適宜、企画運営の補助を行う。

(5) オープニング・クロージングセッションの運営

「YOKOHAMA MICE Challenge 2026」を開始するにあたり、オープニングセッションを行う。また、終了する際は、学生が事業の発表を行う場（クロージングセッション）を設ける。

オープニングセッションについては、関係者のみの開催を想定しているが、クロージングセッションについては一般に対しての公開も視野に入れて検討すること。

なお、学生にとって MICE が縁遠い存在であることを鑑み、オープニングセッションでは M/I/C/E の各領域における特性についての内容、MICE に取り組む意義やメリット等を含めた講義を行う。その中で、取り扱う内容に関連する「ワークショップ」を取り入れる等、学生の受講意欲を高める工夫を行う。

また、オープニングセッション後、実際の企画をスタートするまでの間に、国際会議や MICE 施設の見学等、学生が MICE の現場を肌で感じ、企画のイメージが掴めるような研修会を最低 1 回は実施すること。なお、研修会については横浜市内で実施されることが望ましいが、日程的に難しい場合は東京等での開催も可とする。

(6) JAPAN MICE Challenge との連動

令和 6 年度より、株式会社 MICE ジャパン他で組織する JAPAN MICE Challenge 実行委員会により、大学生等を対象とした MICE に関するピッチコンテスト JAPAN MICE Challenge が行われている。当該企画が令和 8 年度も継続して実施される場合には、JAPAN MICE Challenge への学生の応募奨励を行い、本プログラムに参加した学生が JAPAN MICE Challenge にも参加できるよう、積極的な働きかけを行うこと。また、JAPAN MICE Challenge の参観についても働きかけを行うこと。

(7) 実施アーカイブの作成

研修や企画運営の様子をアーカイブに残すことで、実際に参加した学生だけでなく、その他多くの学生に事業を疑似体験してもらうことにより、MICE のさらなる周知及び将来の参加学生に対するアピールを行う。

アーカイブには事業の様子を見てもらうだけではなく、「YOKOHAMA MICE Challenge への参加は就職活動に役立つ」といった、参加した学生にもたらすメリットを理解してもらえるような工夫を施すこと。

(8) その他付随する業務

ア イベント保険

➤ 本事業に関するイベント保険に加入すること。保険は、オープニングセッション開始からクロージングセッション終了までの期間をカバーするものとする。

イ 業務完了報告書の作成

➤ 委託業務終了及び各種清算の終了と同時に、業務完了報告書を提出すること。

ウ 打合せ

- 受託者は、委託者と定期的に打合せを行うこと。適宜現地調査もを行うこととする。

エ 備品・消耗品等の購入

- 会議開催に必要な備品等を、必要に応じて購入すること。

(例：ポストイット、テープ等)

オ 学生に対する交通費の支給

- 国際会議等でのアトラクション等の実施及び研修会等への参加にかかる交通費を学生に支給すること。支給方法は問わない（実費精算・定額支給等）が、定額支給の場合には委託者と協議の上、社会通念上妥当とされる金額を支給すること。

6. 年間想定スケジュール

令和8年4月	契約締結・業務開始
4月中旬	学生向け募集開始
4月下旬	募集〆切、選考
4月末	参加者決定
5月	オープニングセッション
6月～8月	研修会（最低1回）
9月～12月	企画・運営①～④
12月	クロージングセッション
令和9年2月末	アーカイブ及び報告書納品完了

7. 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、本仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、横浜市個人情報取扱特記事項及び横浜市電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの関係法令等に基づき業務を実施すること。
- (2) 業務実施にあたっては、常に委託者と密接な連携を図ること。本委託業務の作業内容に疑義のある場合や本仕様書等に定めのない事項および重要な事項の決定については、あらかじめ委託者と協議の上、その指示または承認を受けること。また、委託者の指示に基づき、業務目的を十分満足するよう、協議・検討を行うこと。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更することができることとし、この場合、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 個人情報を扱う場合は、横浜市個人情報取扱特記事項を踏まえること。また、個人情報保護管理体制等について委託者が要求する書類を提出すること。
- (5) システム開発を行う場合は、情報セキュリティ対策の観点から、横浜市と協議しながら十分にセキュリティの確保に留意すること。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

- (7) 本業務委託で作成した資料・制作物・成果品等に係る著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む。）はすべて委託者に帰属するものとする。受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。
- (8) 横浜市委託契約約款に規定がない著作者人格権や肖像権については、すべて受託者の責任において適正な権利手続を踏んだ対応を行うこと。特に本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (9) 横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえて、横浜市内中小企業を最優先した手配業務に努め、横浜市の経済活性化に寄与すること。
- (10) 受託者は、本業務で知りえた情報を本業務以外で使用しないこと。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。